

## 議案第 8 4 号

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

### 提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市長久地野児童館の指定管理者を指定するため必要があるからである。

## 北名古屋市久地野児童館指定管理者

- 1 指定に係る施設の名称  
北名古屋市久地野児童館
- 2 指定の相手方  
北名古屋市熊之庄東出24番地3  
特定非営利活動法人健全育成おひさま  
代表者 田内 亜矢子
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

## 施設及び法人の概要

### 1 施設の概要

(1) 名称

北名古屋市久地野児童館

(2) 所在地

北名古屋市久地野戊亥51番地

(3) 敷地面積

1,198.00㎡

(4) 施設規模

鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 184.72㎡

延べ床面積 360.73㎡

(5) 施設内容

遊戯室、図書室、便所、事務室、クラブ室、倉庫、自転車置場

(6) 開館時間及び休館日

ア 開館時間

午前9時30分から午後6時まで

イ 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

(7) 利用状況

令和4年4月から令和5年3月までの実績

利用人数 20,947人

(8) 利用料

無料

(9) 指定管理者制度導入年月日

平成24年4月1日

### 2 「特定非営利活動法人健全育成おひさま」の概要

(1) 主たる事務所

所在地 北名古屋市熊之庄東出24番地3

(2) 目 的

子どもがいきいきと遊べる環境作りや、自分で考え、人に伝え、仲間との豊満な経験を通し、人の気持ちを大切にすることを旨とし、さらには、地域の人々と協力し健全育成の推進を目的とする。

(3) 組 織（令和5年4月1日現在）

ア 理事長 田内 亜矢子

イ 役 員 理事長、副理事長、理事1名、監事1名

ウ 職 員 18名

(4) 指定管理者としての実績

久地野児童館の指定管理者 平成24年4月1日から現在まで